

# 第3回子供手帳モデルに関する検討会

平成30年1月12日

(午後 6時00分 開会)

○鈴木事業推進担当課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので始めさせていただきます。改めまして、明けましておめでとうございます。今年も、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日もお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。ただいまより第3回子供手帳に関する検討会を開催いたします。

少子社会対策部事業推進担当課長の鈴木です。議事に入るまで進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。では、座って失礼いたします。

まず、委員のご紹介でございますが、本日は3回目ということでして、ご欠席の連絡のみご紹介いたします。本日は、落合委員がご欠席とのご連絡をいただいております。名簿は資料1になっております。【資料の確認】

参考資料のオレンジ色のファイルをごらんください。こちらに、参考資料4を今回から追加させていただいております。こちらは、平成29年12月22日、昨年末に厚生労働省より任意様式の記載事項について、改正の通知が出されておりました、これに伴いまして、今までの任意様式の内容が一部変更になっております。少しごらんいただきますと、主な変更点は、基本的には情報の追加ですとか、文言の修正となっております、今までご議論いただいていた部分に直接かかわる内容は特にございません。後ほどご参照いただければと思います。

そして、本日ご用意した資料2-2に関しましては、こちらの変更点を更新した様式例に基づいて、今までご議論いただいた部分を追加しているということになっておりますので、既に反映されております。

また、本日は、第1回と第2回で検討させていただきましたご意見を踏まえまして、任意様式、子供手帳のモデルの様式例として今後、この検討会の成果物として発表する内容の案をご検討いただくということになっておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。また、既に何度かご説明させていただいておりますが、この検討会は公開となっております、資料や議事録が、後日、東京都のホームページに掲載されます。

それでは、早速ですがこの後の進行につきまして、会長の中村先生、どうぞよろしくお願ひいたします。

○中村会長 それでは、議事を進行させていただきます。

まず、今まで2回、検討させていただきました、事務局からご提案されている6項目について、事務局からご説明をいただいて、また、さらにご検討をいただくということにさせていただこうと思います。そうしましたら、第1の項目として、低出生体重児等に対する記録欄等ということで、ご説明をいただきたいと思います。

○吉田家庭支援課課長代理(母子保健担当) 少子社会対策部の吉田でございます。説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、お手元の資料の、資料2-1と2-2を主に使いましてご説明させていただきます

ます。

これまで第1回、第2回の検討会では、都民や自治体のほうでの調査結果も踏まえまして、ご議論いただいたところがございます。それに基づきまして、今回、資料2-1と2-2ということで案を作成したところがございます。これまでの検討の流れ、検討事項の柱といたしますか、六つの項目ですね。それに、それぞれご説明させていただきまして、ご意見をいただければというふうに考えております。

一応、内容としましては、柱に沿いまして、ちょっとページが飛ぶんですけども、項目ごとにご説明をさせていただければと考えております。その後、全体の構成、少し任意様式からいじっておりますので、その辺をご説明させていただきたいと思っております。

まず、資料2-1をごらんいただきたいと思っております。こちら、検討事項の左側の1というところ、低出生体重児等に対応する記録欄等ということで、前々回ですね、第1回目の検討会のときに、その検討の方向案といたしまして、発育曲線のことと、あと、成長の記録につきまして、案をお示しいたしまして、ご意見を頂戴したところがございます。それを踏まえて、具体の案を作成いたしました。

1の①というところで、低出生体重児の発育曲線を追加というのがございます。まず、こちらにつきましてご説明をさせていただきます。資料2-2の77ページの下のところでございます。案としまして、低出生体重児の発育曲線ということで、前回いただきましたご意見を踏まえまして、まずここ4行ほど、少し説明といたしますか、記事を追加しております。

あわせまして、こちら右側ですね。グラフを入れております。78ページと79ページにもございます。男児と女児とございまして、厚生省の心身障害研究班のほうで作成されました、こちらの曲線をもとに加工して作成したものでございます。この成長曲線につきましての説明はこちら、以下4行ございます。こちらを合計3ページですね、追加してはどうかというのが、こちらの1の①に対応した案ということでございます。

続きまして、1の②成長の記録欄ということで、できた時期を記入する形式を追加というのがございます。こちら73ページをごらんいただきたいと思っております。こちら成長の記録と育児のしおりというところに、成長の記録といたしまして、まず記事を4行ほど追加した上で、保護者の方に記入していただく案ということで、こちらの下の方ですね、こちらを作成しております。

こちらにつきましては、特に、具体的内容につきまして、いろいろご意見をいただきたいというふうに考えておりました、お配りしました資料2の関連資料という別じのものがございます、こちらとの関係も踏まえまして、担当の者から補足でご説明をさせていただきます。

○井水（母子保健担当） 少子社会対策部の井水と申します。座って説明させていただきます。

そうしましたら、関連資料のほうの1ページから3ページをあわせてごらんいただけ

ればと思います。こちらの記録のところ、最初のところに、成長や発達には個人差が大きいことですか、心配があれば相談につながるというようなことを、上のところに少しコメントを入れさせていただいて、下に実際に記録ができるような欄をつくっております。

こちらの欄ですけれども、関連資料の1ページから3ページに省令様式の保護者の記録のところ、それぞれの月齢で書いていただく内容を、抜粋したものになるのですが、こちらに載っているものから作成をさせていただいております。

具体的には、これらの項目全てを入れると、すごい項目数になってしまいますので、例えば、3～4か月頃の記録にありますように、「首がすわったのはいつですか」というふうに月日を書く欄があるのですけれども、そういった項目を中心に、成長・発達に関係するであろうものをこちらで抜粋をして、作成させていただきました。保護者の記録は6歳まであるのですが、今回、項目で挙げさせていただいているのが、2歳ごろまでのところの項目で欄のほうは作成しておりますので、この後の年齢のところの項目でも、追加をしたほうがいいですか、今、案として挙げている項目で十分なのか、また、これはもう必要ないという項目もあるかとも思いますので、そういったことも含めて、ご検討をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○中村会長 事務局からご説明いただきました。

低出生体重児の成長曲線、乳幼児の一般の成長曲線を用いますと、下限が1キロであり、1キロ以下で生まれた子供たちの市民権がなくなると、当事者の親たちに評判が悪い点もございますので、そのあたりに配慮して、特に、極低出生体重児までの成長曲線を載せようということがございます。これについて、ご意見いかがでございましょうか。

成長曲線については、加藤先生、いかがですか。これ、このまま載せさせていただいてよろしいものでしょうか、これは確か厚生労働省の研究班の資料だったと思いますが。

○加藤委員 出典がはっきりしているので、問題ないと思います。

○中村会長 問題ないですね。

この成長曲線の添付については、ここにご提示させていただいたとおりでよろしいでしょうか。もしご意見がございましたら、いただきたいと思います。

ちょっと使いにくいかなという気がしないではありませんが。そうしましたら、これは、事務局案でということにさせていただこうと思います。

次に、成長の記録欄ですね。いつごろできたか、その時期を記入することなんですけど、これは省令様式に発達のアンケート式の項目があって、できるかできないかというのと、それから、特に運動発達については、生後何カ月ぐらいにできたかということが、たしか書いてあります。73ページですか、ここに抜粋していただいたのは、いつごろできたかという時期を書いてもらう、その項目だけになりますよね。で、これは別に取り出す必要があるのかという気もしないではないのですが、ここについてはいかがでしょうか。こういう扱いでよろしいでしょうかということなんですけど。

それと、もう一つは、一応、二語文という項目までで切れています。それ以降についてはどうするかということも、考慮しておかないといけないのではという気がいたしますが、ご意見いただければと思います。

川上先生が一番詳しいんじゃないでしょうか。

○川上委員 これ、やっぱり、低出生体重児だとか、何らかの障害を持った子供さんのお母さんへの配慮という意味で、私、これはすごく高く評価したいとは思っています。ただ、すみません、何かちゃぶ台をひっくり返すようなことを言うようなんですけど、

この今日いただいた資料のこの分厚さを見て、これ、母子健康手帳と子供手帳、別物として持ったら、多分、持ち歩かないし、母子健康手帳の東京都版は、母子健康手帳の後ろのほうに、これが解説としてつくような、要は、自由記載というか、地域に任せられた部分の任意様式の部分のところでこれを入れるとしても、この厚さをもらって、持ち歩けるでしょうかというのを考えるのと。

それから、今さらっと見せていただいて、これらの記録が説明の中のページに埋もれてしまうと、お母さんたちがそこまできちんと読まない、使えないんじゃないかという気がして、任意の部分を通常ある厚労省指定のページの、例えば6歳までの記録のすぐ後ろのページに、この73ページを入れるとか、それから、成長の発育グラフの通常発達の子、健常発達の子の成長曲線のすぐ後ろのページに、小さく生まれたお子さんのための成長曲線という形で入れるとか、お母さんたちが探しやすい形にしないと、これ、多分探し出せなければ使えないかなと思いました。内容的には、特にこんな感じでいいんじゃないかなとは思いますが。

○中村会長 ありがとうございます。レイアウトも、事務局のほうでお考えいただいているようです。やはり、使いやすいような形で考えていただくのが必要ということだと思います。

ほかにご意見はございませんか。あるいは、事務局のほうからご発言ありませんか。

○鈴木事業推進担当課長 すみません。ありがとうございます。そうですね。今回、追加するページの要領は、事務局案で了承いただけた場合なんですけど、大体、15ページぐらい、今までの母子健康手帳から追加される形になるかなとは思っていますが。

それで、今回、まず各議題ごとに内容を確認していただいて、その後で、レイアウトについても議論をしていただくということよろしいでしょうか。

○中村会長 はい。わかりました。一応、レイアウトのことも配慮しているということで、今、検討中だと思いますが。

そうしましたら、ほかにご意見はございませんでしょうか。なければ、次に進ませていただいてよろしいですか。

○鈴木事業推進担当課長 すみません。そうすると、この73ページは、このような形で、よろしいでしょうか？あと、その2歳以降の項目についていかがでしょうか？

○中村会長 追加部分がどうかということですが。

○鈴木事業推進担当課長 はい。追加部分とか。

○加藤委員 せっかく用意していただいたのですが、できた時期が、何月何日ごろとなっている項目は、むしろ問題はないのですが、それ以外の項目で、「はい・いいえ」になっているところに問題があるというご意見だったんじゃないかと思うんですが、違いましたでしょうか。何月何日ごろというんだったらこれでいいんだけど、「はい・いいえ」とやっちゃうと、「いいえ」ばかりが丸がついちゃうと親が不安になるので、「はい・いいえ」ではなくて、全体的に、いつ、できた時期を記入するという表現の仕方であれば不安が少ないんじゃないかという議論だったと理解していたので、出てきたものが、ほぼ記録部分と本質的には内容が変わっていないという印象を少し持ちましたが、ちょっと理解が違いますでしょうか。

○中村会長 一部は「はい・いいえ」で書かれている項目を、こちらのほうに移して時期を書くという工夫はしてくださっているようです。

○鈴木事業推進担当課長 そうですね。一部の項目は、そうっております。

○中村会長 例えば、「あやすとよく笑いますか」というのも、いつからですかというふうに変えているわけですね。

○鈴木事業推進担当課長 そうですね。

○中村会長 全部「はい・いいえ」を時期に直すというのは、ちょっと意味がない部分もたくさんありますので。

○加藤委員 わかりました。

○中村会長 とりあえず、それでよろしいですか。

じゃあ、次の議題に移らせていただいて、もし後でまたご意見はございましたら、戻らせていただこうと思います。

そうしましたら、次が学齢期に対応する記録欄ということで、事務局のほうから、ご説明をお願いします。

○吉田家庭支援課課長代理（母子保健担当） 学齢期に対応する記録欄ということで、ここでは、これまでのご検討を踏まえまして、学齢期の健康の記録欄を追加しております。ページは90ページでございます。

こちら90ページに、学齢期の記録というところを設けまして、少し説明を追加しております。保護者向けの部分と、あと、囲みのところが、これはお子様のほうを念頭に置いた表現でございます。

次のページ以降が、小学校1年生から中学校3年生、あと、高校が義務教育ではないので、年齢括弧何歳というふうな表記ですけれども、そこを3年分、18歳までということで設けておりまして、そこに身長と体重、あと、メモということで、何か日々の成長ですとか、気になる体調の記録等で、適宜ご記入いただく欄ということで枠を設けております。

やはり項目が多くても記入しづらい点もございますので、必要最低限ということを意

識して、こういったような記入欄、記録欄を設けてはどうかということで、案を作成いたしました。2番のところにつきましては、この部分ですね、90ページから94ページのところ、こちらでございます。

以上でございます。

○中村会長 この点につきましては、いかがでしょうか。これ以上のことは、無理かなという気がしないではないですが、ご意見を伺わせていただきたいと思います。

笠松委員、ご意見はございませんか。少し斜めから見ていただいても構わないですが。

○笠松委員 記載できる項目が特に縛られているわけでもなく、自由記載みたいな形になっているので、それぞれの状況に応じて使えるということでもいいかと思っております。

○中村会長 実際にどの程度、親が使うかというのはわからないのですが、結構、きちんと記録を書いて子供に残したいと思っている親も、最近は多くなっているように思いますので、こういう欄があるというのは、親にとっては助かる話だと思います。

ほかに、ご意見はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○五十嵐委員 90ページのところの最初の部分なんですけど、小学校1年生から高校3年生までという書き方をされているかと思うんですが、きっと、きちんと書くご家庭の方は、高校まで行かれる方が多いかと思うんですが、まだやっぱり、中学校までしか行かれない方もいらっしゃると思うので、高校3年生と書くのがいいのかどうかというのは、ちょっと疑問に思いました。

以上です。

○中村会長 今のご意見いかがでしょうか。確かに、おっしゃるとおりだと思いますけれども、欄はあってもいいのかなという気がいたしますが。この辺はむしろ、笠松委員からご意見をいただきたく思います。

○笠松委員 実際の欄を見ると、中学3年までは中学3年生と書いてあって、その後は、括弧で年齢になっているんですね。だから、実際に即して考えると、高校3年生と限っているわけではないというふうに、冊子のというか、この欄のほうはなっているので、それに合わせた表現のほうよろしいのかと思っております。だから、具体的には、中学3年生を超えても、超える年齢であっても記録ができるみたいな表現であればいいのかなと。

○中村会長 ありがとうございます。その辺もご配慮いただいて、作成をお願いいたします。

○鈴木事業推進担当課長 そのように検討させていただきます。

○中村会長 この件に関して、ほかにご意見はございませんでしょうか。はい、どうぞ、山本委員。

○山本委員 今の先生方のご意見ですと、このタイトルの学齢期というところも、ちょっとひっかかるので、例えば、何といたらいいのかな、青年期というような書き方のほ

うが、タイトルも変えたほうがよくなるのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

○鈴木事業推進担当課長 すみません、ありがとうございます。ご意見を踏まえて、考えます。

○中村会長 いろいろいただいたご意見で、再考していただければと思います。

ほかにございませんでしょうか。

じゃあ、次に進ませていただいてよろしいでしょうか。3項目めということになりますが。

○吉田家庭支援課課長代理（母子保健担当） 3項目めが、妊娠や育児の不安の解消に資する情報ということで、説明させていただきます。

こちらの資料2-1のところを見ていただきまして、(1)としまして、妊娠・出産の時期といいますか、そこに関するものとして①と②、あと、育児の関係ということで、①ということで、大きく3点ございます。

まず、妊娠・出産の時期のところ、一つは産後うつといったような問題がございまして、その関係で記事を追加してございます。まず、63ページをごらんいただきたいと思います。63ページのところで、「すこやかな妊娠と出産のために」ということで、これまで第1回と第2回で具体的なご議論いただいたところではないんですけども、昨年、都内の自治体の方と、いろいろ意見交換をさせていただく機会もございまして、その中で、妊娠中に妊婦さんと面接するような取り組み、あと、産後ケアですとか、育児に関するサービス等、自治体でやっておられる。そこに関しまして、自治体のほうでいろいろ、いつ、どこで、どういうことをやったというのを、母子健康手帳に記入したりしてというふうな、そういった取り組みの実態について伺うことがございました。そうした欄があるといいんじゃないかというご意見もいただいたところでして、そういったご意見を踏まえまして、今回、新たに事務局として、こういった欄を設けてはどうかということで、新たにご提案をさせていただきたいという部分でございます。

東京都におきましても、「ゆりかご・とうきょう事業」というものがございまして、そういった妊婦さんの面接ですとか産後ケア、こういったものの取り組みを支援させていただいているところもございまして、そういった支援にも、さらにつながればいいのかなということで、こういった欄をつくってはどうかというご提案でございます。

次に、2点目でございますけれども、次は、68ページをごらんいただきたいと思います。68ページの「出産後の心身の健康」というところの次のところですね。案ということで「～お母さんへ～ 育児が辛いと感じることはありませんか」というところから始まる、ここの部分でございます。こちらの産後うつの関係につきまして、少し記事を追加したいということで、これまでのご議論を踏まえまして、案を作成いたしました。

ここの、その下に案1と案2とございまして、要は、自己チェックのような形で見て



いただくようなものとして、少し事務局のほうで案をつくっているんですけども、なかなか難しい、悩ましいところもありまして、ちょっと今、案1と案2のような形で、少しつくってございます。ここについては、後ほどまた補足のご説明をさせていただきたいと思います。

その下ですね。あわせて、「お父さんや家族、周囲の方へ」ということで、お母さんご本人だけじゃなくて、ご家族、ご親族の方に対しても、こう少し読んでいただきたい部分ということで、記事を追加しております。

次に、3点目でございますけれども、こちらもご議論いただきました関係で、追加ですけど、発達が気になる場合の関係のものを追加してございます。

3点ありますが、今のところまでで一旦切らせていただいて、最初に、今の産後うつのところですね、補足のご説明をさせていただきたいと思います。

○井水（母子保健担当） 項目の説明を追加でさせていただければと思います。関連資料の4ページをあわせてごらんください。

まず、案1ですけれども、関連資料の4ページに、もとのホームページの内容を掲載させていただいているのですが、こちら、厚生労働省がつくっているサイトにある「妊娠・出産に伴ううつ病の症状と治療」というところで、どのような症状が起こるのでしょうかというようなページがあるのですが、そちらの文中、下線を引いているんですが、その症状を項目として挙げて、作成したというのが案1になります。

案2というのが、岡野禎治氏診断による診断票というのが、島根県ですとかさいたま市などが作成している産後うつのリーフレット等にも引用されているんですけども、自己診断票というものがございましたので、案2という形で挙げさせていただいております。それぞれ項目数ですとか、内容等も少し違うところもございますので、ご検討をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○中村会長 事務局案で、案1と案2でご意見をいただきたいということだそうでございます。この案2になりますと、どっちかという、うつ病のスクリーニング的な項目になっているのかなという気がします。その辺も含めて、ご意見をいただければと思います。

多分、この辺で一番お詳しいのは島田委員だと思いますので、よろしくお願いたします。

○島田委員 そうですね。案1、案2、どれも代表的な症状が書いてございます。お母さんがたの読みやすさ考えますと、案1のほうが、読みやすいのかなという気がいたします。案2ですと、かえって混乱してしまうような気もいたしますので、端的にまとめられたもののほうがいいようには感じます。

○中村会長 ありがとうございます。

川上先生、いかがですか。

○川上委員 私も島田委員のおっしゃるように、わかりやすさという意味で、案1のほうがいいんじゃないかと思います。これの場合には、ここでお母さんにチェックしなさい

ということではないので、こういう参考資料として自分でぱっと、つらつらと見て、ああ、私ももしかしたら誰かに相談したほうがいいのかなというふうに思ってもらえるだけで、というのは、あんまりこういうことをきっちり記録しちゃうと、母子健康手帳を後で子供が見ることになるので、そのときに、自分の親に対する、あ、お母さんも苦労したんだなと思ってくれればいいんですけど、逆に、ここがきっかけになって、相当育児に困難を来したようなご家庭だったりすると、お子さんは、自分とお母さんとの関係性というものをこれを見て、また、さらに苦しくなっちゃうという困るので、余り、いかにもチェックしなさいというよりは、読んで、あ、もしかしたら誰かに相談したほうがいいなと思ってくれる程度の書き方のほうがいいかと思うのと。

それから、案2のほうは、多分、出典は書き込まなきゃいけないと思うんですね、こういうのをつけるとき。そこに、明らか産後うつ病の自己診断票となると、もういかにも私は産後うつになってしまったんだというような形で、人によっては、そうやってしまった自分をさらに責めるというような形になっていくと思うので、余り露骨に産後うつかもしれないですよとかというよりは、少し援助を、誰かに助けを求めてみたらというぐらいのほうがよろしいんじゃないでしょうか。

○中村会長 ありがとうございます。全くそのとおりだと思います。これは、この案2のほう、私も気になっていまして、これでいくと、産後うつの自己診断をしてくれ、自己スクリーニングをしてくれというふうにも、捉えかねないので、気になるところです。要するに、気づきのために必要上の記載というふうに考えていただくのがいいと思います。

ほかに、五十嵐委員は、ご意見はございませんか。

○五十嵐委員 こちらの案1、案2であれば、案2だと、本当に1と2も当てはまって、さらにという話なので、余りそういうことよりは、こういうような症状があったら、先ほど皆さん言われていたように、周りの人にちゃんと助けを求めてねというような話のほうがいいのかなとは思っているんですけど、あとは、日本周産期メンタルヘルス学会というところが、産後うつのお母さん向けのリーフレットなんかも出されていたりしますので、そちらのほうにも、見られる症状みたいなことで書かれていますので、その辺も参考にしながら、こんな症状があったらというような形、症状があったらというか、こんなことはありませんかみたいな形で書いていただけるといいのかなというような気はしております。

○中村会長 基本的には、この案1のような書き方でいくのがいいというご意見のようですね。それで、案2ですと、いかにもスクリーニングという書き方になっていまして、これちょっとわかりづらいし、それから、もう一つは案1で、今ここに書かれている7症状ですかね。これにもう少し症状を追加したほうがいいかどうかなど、もし、ご意見をお持ちでしたら、ご発言いただくとありがたいですが。事務局のほうでも、また考えていただくということになりますけども。

いかがでしょうか。加藤委員はいかがですか。

○加藤委員 本当に、先生方と全く同じで、案1のほうがいいと思いました。案2によく似たもので、エジンバラとかございますが、エジンバラは、やりっ放しが大変よくないとされておりまして、手帳として配布して、フォローがないというのは、やっぱりこういった専門的な用語がたくさん出てくるスクリーニングはよろしくないのでは、案1に賛成でございます。

○中村会長 親の気づきを誘うことが大切なんですけれども、その気づきを誘うための記載が、逆に親の症状を悪化させるようなこともないとは言えないので、その辺は気をつけないといけないと思います。やっぱり、エジンバラの持つ問題もありますので、あの項目を、もし羅列したりすると、やはり問題が生じるだろうなと私も思います。

そうすると、基本的に案1を基本にして、これに追加する症状があるかどうか、そこをご検討いただいてということではよろしいでしょうか。

では、次の事項について、事務局のほうからご説明をお願いします。

○吉田家庭支援課課長代理（母子保健担当） 3のところの続きでございます。次は、発育・発達が気になる場合の記事ということで、84ページでございます。こちら、これまでの議論を踏まえまして、子供の発達について、こんなような記事ですとか、こういったような気づきのチェックリストといいますか、こういったものをつけてはどうかということで、案を作成いたしました。

こちらいろいろ難しい、悩ましいところもございまして、案1と案2というふうにご用意してございます。少し作りが案1と2で違うところもありまして、こちら補足でご説明をさせていただきたいと思っております。

○井水（母子保健担当） 項目案の説明をさせていただきます。

まず、案1ですけれども、関連資料の5ページをごらんいただければと思います。こちらの厚生労働省の、「みんなのメンタルヘルス」のサイトから、案1はつくっているのですけれども、自閉症スペクトラム障害のところの症状から項目を挙げています。国立精神・神経医療研究センターの専門家向けの「1歳から始めましょう 発達障害児と家族への早期総合支援」に、「自閉症は1歳6カ月ごろから早期の兆候が見られます」というところがございますので、今回は、自閉症スペクトラム障害の項目から、確認していただく症状としての項目案として、案1を作成させていただきました。

案2ですけれども、こちらはもう少し、細かく対象年齢ごとの項目ということで作成をしているのですけれども、関連資料の6ページのほうをごらんください。こちらに、江戸川区と発達障害情報支援センターのほうがつくっているリーフレットに載っていたそれぞれの年齢の項目を出させていただいているのですけれども、それぞれ、かなりの項目がございましたので、こちらの項目から抜粋をしたもので、案2を作成させていただいております。それぞれ項目数ですとか、項目内容と、どこの年齢までの内容を入れるのかと、いろいろあるかと思っておりますので、ぜひ、ご意見をいただけたらと思っております。

で、よろしく願いいたします。

○中村会長 ありがとうございます。この点については、いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

○川上委員 今のお母さんたちって、すごく子供の発達障害に関してナーバスなんですね。

これを書いたら、申しわけないけど、私たち小児科医、パンクします。全員来ちゃいます。そのぐらい、大体3カ月の子供を連れて予防注射に来るお母さんが言う言葉、うちの子の発達はおかしくないですかと。もう日々これだけなんですね。で、いや、お宅のお子さん、とてもよく育っていますよと言っても、私には笑わないとか、私とは目が合わない。それでいながら、健診とか診察している私とは子供はよく目も合うし、にこにこ笑っている。それはお母さんが、結局こういう脅迫的なことを言われてしまうために、うちの子はどうなんだろうというネガティブな面ばかりを見てしまうから、お母さんが子供に笑っていないんですね。それで、発達障害のように見えているだけという子供が、最近すごく多いんです。

そうすると、これでチェックしちゃうと、逆にお母さんたちは、うちの子みんなで病気と言ってもらったほうが、診断をされると、ああ、と辛くなる一方で、診断がついたから、もう私はいいやという感じで、本来、母子、父子でやってほしいようなかわりが、できなくなっちゃうという部分を持っているので、あんまりこういうのをお母さんたちにチェックさせるというよりは、こういう項目は、私たち小児科医とか保健師さんとかが知っていて、あるいは、保育士さんが知っていて、日常の生活の中、あるいは、健診のときとかに、お子さんを十分時間をかけて見てあげることで見える項目だから、お母さんたちが家の中でこんなチェックをして、つまらない育児をするというのは、ちょっとどうかと思うんですけど。

しかも、母子健康手帳の厚労省様式のほうにも、ちゃんと年齢ごとにチェック項目が入っているわけですね。だから、そこを見て、当該月齢で気になることとして見てもらうだけで、わざわざ発達が気になることというふうにあえて書かなくても、むしろ、もし何か気になることがあれば、こういうところで相談ができますよというような、そちらの資料だけ載せてもいいんじゃないかと思うんですけど。

○中村会長 そういうご意見だそうです。

ほかには、ございませんでしょうか。

瀬川委員、いかがでございましょうか。

○瀬川委員 障害児・療育担当課長の瀬川でございます。

今の川上委員のご意見も、なるほどと聞いておりました。ただ、こういったグレーゾーンのお子さんが、早く療育支援を受けられることによって、その後の人生に非常に寄与するという話も聞いていますので、本来であれば、そういうふうにつなげるのも必要なかなと思います。ただ、実際には、療育施設でもどこでも、非常に満杯になっていて、なかなか対応も厳しいという現状もありますので、いたずらに不安にさせてもどう

かなというふうに感じるところでございます。

ちょっとした気づきの部分は、こういったハンドブックで知って、その上で、やっぱり先生方に相談するというふうに、スムーズにつながるような知識というものに限定して、ここに書くのはいいのかなと議論を聞きながら思ったところです。

○中村会長 ほかにはございませんでしょうか。

これ、案が二つ、事務局のほうでお考えいただいているんですけども、少なくとも2案のほうは、これは使えないと思うんですね。というのは、症状をたくさん書いて、こういうことがあったら、相談機関に行きなさいという話になると、親に暗示をかけることになって、今、川上先生からもお話があったとおりで、ちょっとしたことですぐ飛んでくる親が多いですがから。私も今、地域で発達相談を受けていますが、ただ、気づきのための症状といいますか、そんなのを余り多くない範囲で載せて、やはり、注意喚起するということは必要だというふうに考えております。

また、事務局のほうでも、ご検討もいただいて、どっちかという、1案、あるいは、これをもう少し縮めた形でもいいのかなと思います。

ほかに、ご意見ありませんでしょうか。

○加藤委員 保護者の気づきというものを促すという意味では、いわゆる困り感というものですよね。例えば、3歳のところの江戸川区で、危ないことを平気でする、動き回って落ち着かない、買い物などでよく迷子になる、睡眠時間が短くすぐに目を覚ます。子供さんがこういう状態だと、親御さんは困ると思うんですね。その困り感から入っていくと、これ何とかしたい、これ、困っているから何とかしたいんですという相談事になれば、親御さんも、問題を受け入れやすいし、こういった個々に関する支援でしたら、発達障害の専門家でなくても、もうちょっと具体的に寄り添えるのかなと思うので、こういったタイプの内容を前面に出すと、ちょっと親御さんに近いところで気づきが促せるかなと感じました。

○中村会長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

川上先生の意見も、確かに一理あると思いますし、それから、やはり、気づきのための情報提供も必要だと思いますし、その辺で考えていく必要があると思います。で、この案2のほうは、これは使えないので、これは撤回していただいたほうがいいかなという気がいたします。

そうしたら、どうしましょう、次に行きましょうか。父親の育児参画の促進に資する情報についてというところで、また、事務局のほうからご説明をください。

○吉田家庭支援課課長代理（母子保健担当） ありがとうございます。では、4、こちら2点ありまして、①のほうからご説明させていただきます。こちら67ページになります。

これまでのご議論を踏まえまして、父親向けの記事を追加するというので、ここは

「妊娠中の夫の役割」というところがございますが、ここに父親になる準備というものをに入れてございます。こちら、記事が大きく4点ございまして、あと、少し目立たせるような形を意識しまして、絵をイメージという、右下のところですけども、絵を入れてございます。

2点目が、今度は74ページになります。今度は、育児期ということで、こちらですね、「お父さん・お母さん、保護者の方へ」というところに、お父さんの役割ということで、子育てに関する記事を追加してございます。特に、お母さんをひとりぼっちにせずということで、お母さんを支えるような、そういったような配慮という、そういった記事も追加してございます。

父親の育児参画の促進に資する情報としましては、以上2点、追加してございます。

以上です。

○中村会長 ありがとうございます。この件に関しては、前回、川上先生から貴重なご意見いただいています。それを受けて、少し事務局のほうで工夫をされたと思います。

川上先生、いかがですか。こんなのでよろしいですか。

○川上委員 よろしいかと思えます。ありがとうございます。

○中村会長 あと、島田委員、いかがですか。

○島田委員 私も同様です。

○中村会長 ほかにはご意見はございませんか。五十嵐委員、何かご意見がありそうな感じ。

○五十嵐委員 特に、これはありません。

○中村会長 では、この案で行かせていただくということにさせていただきます。

そうすると、今度は予防接種の欄をふやそうという、そういう話ですね。

○吉田家庭支援課課長代理（母子保健担当） はい。今度は5のその他の事項ということで、予防接種の記録欄等というところがございます。こちらも3点ございまして、まず、今おっしゃっていただきました予防接種の記録欄を追加するというので、いただきましたご意見を踏まえまして、55ページから56、57ということで、その他の予防接種ということで、記録欄を追加してはどうかということで、3ページほど入れてはどうかということで、案を作成いたしました。

次は83ページでございます。こちらは子育て関係の情報ということで、前回、検討のときには、各種社会保障制度やサービスの情報という項目でございました。社会保障制度につきましては、今回の国の様式の改正で、情報がいろいろ追加されたところです。今回、私どものほうでつくりました案といたしましては、こちらにあります、東京都のほうでやっております情報サービスといいますか、情報提供のもの、こちらを、ぜひ、ごらんいただきたいということで追加してございます。

3点目が105から106ページのところです。東京都の電話相談事業ということで追加しております。こちら、ご検討いただいたときの項目として、医療機関の連絡先

等に関する情報ということで、ご議論いただいたところです。今回、ご紹介しておりますのが、まず一つが「#7119」ですね。こちら消防庁のほうでやっております。こちら、総務省の消防庁のほうでこの「#7119」の全国展開を推進しております、こちらぜひ、使っていただきたい。

あと、106ページですね。「#8000」、こちらは厚生労働省がやっておりますけれども、小児救急相談ということで、全国でやっているもので、こちら、ぜひ、ご利用いただきたいということで、東京都の実施情報を追加しております。

こちらにつきましては、説明は以上でございます。

あわせて、最後の6の母子健康手帳を補完するツールにつきまして、ご説明をさせていただきます。こちらは電子アプリ等を想定したものでございますが、都として、今回、アプリをつくるものではないので、今回出しました資料の中には、具体的なものはないんですけれども、今回、東京都として報告書を取りまとめますので、その中でこれまでいただきましたご意見も踏まえまして、要は母子健康手帳を補完するツールとして効果が期待できるようなもの、そういったものについての考え方について、少し整理していきたいなというふうに考えております。

こちらにつきましては、以上でございます。

○中村会長 ありがとうございます。そうしましたら、予防接種の欄を追加する件に関しましてはいかがでしょうか。こんな形で追加をすればという。前回も、川上先生から、大体、最低限あとどのくらい必要だということを計算していただいたと思うんですが、その辺をカバーしていただいているんでしょう。

川上先生、これでよろしいですか。

○川上委員 インフルエンザという欄を、わざわざつくるのでは、これじゃ全然足りないと思うんです。というのは、生後6カ月からできて、一応、今、日本のシステムというか、お勧め状況でいけば、生後6カ月から開始できるインフルエンザワクチンは、年2回ずつ小学校卒業まで、それプラス中学生以上が年に1回ということになっていますので、それを全部書こうと思うと、全然足りなくなっちゃうので、インフルエンザをあえてここに書くか書かないかという、老人のような定期の接種にでもなれば、欄を特別に設けたほうが良いと思うんですけど、小児は定期にも入っていませんので、インフルエンザという欄はなしのその他の記録で、このぐらいたっぷりあれば書けるかなと思うんですけど。

あとは、強いて言えば、ロタ、おたふく、それからⅡ期のジフテリア、日本脳炎と、どう書くかというのが、日本全国の母子健康手帳をいろいろ集めてみますと、地域によっては、年齢、月齢順にやるものとして、ヒブ肺炎球菌、それからロタ、それと四種混合、BCGというような順番に並べていって、1歳になると麻しん、水痘、おたふくが入ってくるというように。標準的には3歳からなので、日本脳炎がその次にⅠ期、Ⅰ期追加、Ⅱ期というような形で書き込んでいくような地域もあるんです。そうすると、比

較的、お母さんたちは忘れにくいかな。そうすると、じゃあ、ジフテリアと日本脳炎Ⅱ期は後ろのページに来るんですかというのもあるんですけど、逆に、確認がとてもやりにくくなります。ですから、できれば、種類別を泣き別れさせないほうが、確実に完遂できているかを確認できるという意味では、Ⅱ期もⅠ期の用紙の下に、今ないんですね、欄として。四種混合の下に、ジフテリア・破傷風Ⅱ期というのを、Ⅱ期と書くこと自体が、四種混合の後に続くものという意味合いになるので、一緒にしたほうがいいでしょうし、日本脳炎も、Ⅰ期2回と追加とⅡ期というような4段に書くというほうが使えるんじゃないかなというのと思うんですね。もし、そこら辺が、東京都として様式をいじれるのであれば、そのほうが使いやすいかと思います。

○中村会長 この辺、省令様式をいじらざるを得なくなりますよね。それが可能なのかということと、もし可能でないとすると、その他の予防接種の欄をふやすことによって対応せざるを得ないということなんだと思うんですが、そのあたりのご判断をいただかないといけないかなと。ここで判断できるわけじゃないんですけど。

加藤委員、ご意見があれば。

○加藤委員 工夫次第だと思います。

○中村会長 まあ、工夫次第で。となりますね。

○鈴木事業推進担当課長 ありがとうございます。本当に貴重なご意見をありがとうございます。

一応、今回、省令様式には、手はつけない予定でおります。そして、この53ページも、国が示している任意様式ですので、これもそのまま固定して、中村先生がおっしゃったように、その他の予防接種のところを、ページを追加することで対応させていただけたらと思っております。

○川上委員 そういうことであれば、これでいいと思います。

○中村会長 それでは、よろしく願いをいたします。

予防接種の欄については、ほかにご意見はございますか。

では、次に進ませていただきますね。

そうしますと、あとは補完ツールのことでしょうかね。この補完ツールについては、これから事務局でまたご検討いただいて、ツールをつくらないといけないかどうかの考えがあるのかもしれませんが。

○鈴木事業推進担当課長 はい。そうですね。アプリのようなものを今回はつくるということではないんですけども、そういったことも踏まえて、母子健康手帳をどのように活用すべきかを、次回お示しすることになるかと思うんですが、この様式の案の前に、報告書という形式で、記載をさせていただければと思っております。

○中村会長 今、実際にでき上がっているアプリが随分あるようですが、実際どのくらい利用されているのかということが、よくわからない。子育てをしている親が集まる場所ですとか、そういうところで話を聞いていますと、どうもその、アプリに関しては、結



構冷ややかです。で、彼女たちが何を利用しているのかというと、ほとんどインターネットなんです。ですから、例えば、母子健康手帳のアプリという形でもしあったとしても、そうは利用されないように思います。

成長の記録、身体発育だとか、そのあたりをアプリを通して、利用するのかなと思って聞いてみたのですが、もう、現状の母子健康手帳で十分だという意見のほうが、むしろ多い。わざわざ入力をして、曲線を書かせてみる。そこまではやる気はないと言っている人のほうが多いように思います。ただ、対象を選んで、調査したわけじゃないんで、単なる意見として聞いているだけですが、アプリに対しては実際に、あんまりニーズはないような気がしています。

やっぱり、インターネットの情報を頼り切っているみたいなところがありまして、そこから情報を得て、それから、例えば発達障害なんかもそうなんです。何か気になる症状があると、インターネットで調べて、発達障害という言葉が出てくると慌てて飛んでくる。それが現状というふうに思います。その点で、アプリをどうするかというのは、別に検討しないといけないかなというふうに思います。

ほかにご意見はございませんでしょうか。何か、アプリに関してご意見、もし、おありの方いらっしゃいましたら、ご発言いただけませんか。

そうしたら、じゃあ、次に進ませていただいてもいいでしょうか。子供手帳モデルの全体構成についてということで、ご説明をいただければと思います。

○吉田家庭支援課課長代理（母子保健担当） すみません、先に部分部分のご説明をさせていただきましたが、今回、国の母子健康手帳の任意様式をベースに、東京都のほうで、案を追加する、そういったようなことをやっております。

あわせまして、任意様式の構成というか、並びを一部変更しているところがございます。その関係ですけれども、資料2-1をごらんいただければと思いますが、ここの真ん中に母子健康手帳の任意様式というのがございまして、ここは今の国の様式の項目立て、順番ということになっております。それを右側は、子供手帳のモデル案ということで、資料2-2、こちらは、この順番になっています。

基本的に予防接種の記録から、歯の健康診査、保健指導、予防処置、ここまでは変更なしで、その下、健やかな妊娠と出産のためには、こちら、少し記事を追加して、その次、妊娠中の産後の食事、その次の新生児、育児のしおり、ここを少し順番を入れかえております。で、その後も、順番は同じなんですけれども、その下のところで、成長曲線（場所を移動）というのがあるんですけれども、ここが、少し、前のほうにあったのをここに持ってきたと。矢印を表現しております。

その下のところで、お母さん、お父さんの悩みや子育てに関する相談、または、子供の病気やけが、あと、事故の予防。こちらは少し後ろに持っていきまして、その後の心肺蘇生法というのは、もとは一番最後にあったんですけども、近い性質のものを合わせるとということで、少し手前に持ってきたというふうな形で、ちょっとこういった事務局

なりに使う側の使いやすさといいますか、そういったものを少し考慮して、このようにしてはどうかということで、少し組みかえてみたという案でございます。

1 番の市販の母子健康手帳につきましても、一部この辺の、最後のほうですとか、少し、順番を変えているものなどもあるので、そういった意味で、やはり、使う側の視点というのをそれぞれ意識されているのかなというふうに思います。

こちらも、今回のいろいろ項目立てに沿いました、いろいろ追加ですとか、新たな事項、こういったものにつきまして、加えるに当たりまして、いろいろ配慮が必要なのかなということで、このような順番にしております。すみません、こちらもご意見をいただきまして、また、さらに考えていければというふうに考えております。

以上でございます。

○中村会長 今回の並べかえをして、でき上がっているモデルが、今回お配りいただいたものということでよろしいんですね。

ということで、ちょっと全体を見ていただいて、もう少し工夫が必要であるとか、ここはこうしたほうがいいのかというのがあったら、ご発言いただきたいんですが。どう並べかえたというのがここに、資料2-1の、この右側のところになるんですかね。これ、なかなか短時間で全部把握するのは、難しい。

○山本委員 先ほどのアプリの件でもありましたけども、正しい情報が、やっぱり先生がおっしゃるようにインターネットからとることが非常に多いということで、これ、105、106ページなんかのところには、そういったものがまとまっているんですけど、いろんなところに出ているので、こういうものを、例えば巻末にまとめるとか、そういうふうな形にしたほうが、利用者としては、後ろを見れば何かの情報サイトに行けるといふふうにしたほうがいいような気がしますけど、いかがでしょうか。

○中村会長 事務局のほうは、いかがですか。

○吉田家庭支援課課長代理（母子保健担当） 山本委員の今のご発言は、巻末に、要は、外部のサイトを紹介するようなページを一覧表のような形で入れてはどうかと、そういうことですかね。例えば、途中途中に紹介しつつ、最後に改めて見やすいように一覧みたいな、そういう形ですか。

○山本委員 そのほうがいいと思いますけど、そうするとまた、ページ数がふえちゃうと思うので、その辺はそちらのほうで考えていただければと思いますけど。

○中村会長 確かに、ちょっと使いづらいかなという感じなんですね、これを見ていても。先ほど川上委員からもご意見があったと思うんですけども、結構文字が多いし、ページ数が多いし、どこまで利用してくれるのか、使用しているのかというのが、どうも気になるところで。

直接、親と話していますと、例えば、低出生体重児の親は何を言っているかというのと、低出生体重児も、1,500グラム以上の未熟児は、低出生体重児であるが、そんなに問題を抱えていないということが多く、余り気にはしていない親が多いですね。それで、

一番気にしているグループというのは、やはり、1,500グラム以下で、スタートの体重が特に1,000グラムを割っているような場合に、随分問題にしています。それから、低出生体重児に関する情報が母子健康手帳の中にあるということも、彼女たちはよく言っています。ですから、余り自分たちにとっては役に立たないのが母子健康手帳だと、そんなことを平気で言ってきます。

それは、まあ、それでいいんですけども、確かに情報が多くて、実際には、ばらばらとは見るけれども、熟読はしないと言っている人が非常に多いんですね。このあたりの工夫をどうしたらいいのかというのは、ちょっと私も思い当たらないんですけども。保護者が一番その利用価値が高いというか、そう判断しているところというのは、身長、体重などの成長の記録ですね。これはすごく重視しています。それから、予防接種の記録も、きちっと記録していないと自分たちも忘れちゃうと。だけど、ちゃんと記録するところがあって記録できるので、これは大変役に立っているんだと言っている人が多いですね。多分、文字で書かれている部分だけではなくて、グラフであるとか、それから表であるというのは、結構活用しているように思います。この省令様式というのは、厚生労働省からの通知ですので、むやみに勝手に変えるわけにはいかない。

はい。どうぞ。

- 宮澤委員 先ほどの105ページの記載の部分ですけども、ここで事業の紹介をしていると思います。#7119とか、#8000とか。多分、こういう連絡先とか電話番号とかは、114ページに連絡先メモというふうにありますから、こういうふうに関連先一覧でまとめてしまうほうがいいようにも思います。

事業の紹介は紹介で、生かしていると思うんですけど、番号だけでもここに再掲でもいいと思うんですけど、114ページに少し空欄も、これ多分、つけ足して書くようになっていると思うんですけど、この空欄を減らしてでも、#7119と#8000の情報は、ここに載せてもいいのではないかと思います。それだけでも大分、とっさのときに引きやすいというか、見やすいというか、探しやすいと思います。

- 中村会長 ありがとうございます。その辺の工夫も考えてみてください。やっぱり、子供を育てている間というのは、とっさのことがあったときに利用できる情報というのは、親のほうも結構大切にしているようなんですね。それを使いやすいようにまとめるというのは、一つの方法かなというふうに思いますので、ご検討いただければと思います。

ほかには、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

- 加藤委員 ページ数をふやすことになってしまうと思いますが、引きやすいという意味では、案内図、一覧図、ナビゲーションのようなページを1ページくらい、あなたがこれわからなかったら何ページとか、そういったものが一目でわかる部分があると、より活用されやすいかなという気がいたしますが、現実的じゃないでしょうか。

- 中村会長 確かに、目次みたいなのがあるといいかもしれませんね。親たちもいざ、自

分が探したいと思っているところを探すのは、結構大変だと言っていますね。文字を読むのはみんな苦手で、余り好きじゃないと。だったら、インターネットで引いたほうがいやというのが、どうも今の親たちの本音のようですね。だから、使いやすさに廃寮すると、目次をつけるとか、いろいろな工夫が必要と思います。

○川上委員 先ほど来申し上げていることですが、お母さんたちが書き込めるページと解説のページが、何らかの形でわかるように。多分、お母さんたち、こうやって自分でインデックスを貼らなきゃ使えないと思うんです。私たち医療従事者も、どこに書き込むページがあるかと、今の様式でも、結構予防接種のページを探し出してとか、それから、健診で成長の発育曲線を書いてあげようと思って、発育曲線のページはどこだっけなど、結構探さないといけないし、それこそ、地域によってつくっている様式が違うので、探すのが大変なんです。そういう意味で、説明文の中にとじ込まれた形の記録というのは、つらつら読みながら利用していくというふうに考えると、一見よさそうに見えるんですけど、日常的に使いこなそうと思ったときには、毎度毎度、解説ページは読まないというのを考えると、各記録するページと解説は分けて、解説のところに記録ページは、記録用紙は何ページにあるよとか、そういう、参照するとか、そこがわかるように、あるいは、逆に記録ページが前に全部あって、この項目の説明は何ページに説明がありますよというのは、一番下に1行足しておくとか、そういう工夫で、読むべきページと記録するページを分けていったほうが使えるかなと思うんですね。

もう身もふたもない話ですけど、今、育児情報雑誌というのが、紙媒体のいろいろありますね。何とかクラブというような形で出ているような雑誌で。ああいったものの編集をお手伝いしていて、編集者の人と話をしていたら、こうやって字ばかりあったら、お母さんたち読まないんですよと。ああいった雑誌のまとめ方のポイントは、とにかく一文一文が短くて、空欄というか、絵と文字の間のバランス感覚で視覚的に入ってきてくれるというような工夫をしないと、その雑誌自体が売れないと。要は、読んでもらえない。

それから、インターネットが好きとお母さんたちが言っても、文字がたくさんあって、私たちから見たら正しい説明のページは余り見ていないんです。感覚的に理解できるような、アンケート形式みたいにして、丸バツつけて、1ページ、ぴっとイエスを押すと次のページに飛んで、またイエスを押すと、次のページに飛んで、最終的に、あなたのお子さんはこうですよとかいうような、すごく文字をたくさん読まなくて済むというようなサイトのほうが受けているんですね。そういうのでいくと、せっかくお作りいただいたこの文章ですけれども、今のお母さんたちの現状から言ったら、これだけのボリュームをしっかりと読んでくれる人というのは、余りいないんじゃないかなということが危惧されます。せっかく気合い入れてつくっても、もったいないかなというような。

○中村会長 一番悩ましいところだと思うんですね。やっぱり、手帳を持っている当事者、

親が、将来的には子供がということになるかもしれませんが、やっぱり利用してくれなければ意味がないので、それを利用してもらえるような工夫をどこまでできるんだろうかということだと思っただけですね。

で、今、ここで検討されているのは、省令様式はいじることができないというのは国の決まりですので、任意様式のところも、厚生労働省から通知で出ている、結局はそのまま利用せざるを得ないということで考えていきますと、ちょっと、読者本位の形に変えるというのはなかなか難しいのかなという感じなんですね。その辺をどうしましょうか。やっぱり、今の子育てをしている人たちが興味を引くような形に変えていくというのが、確かに一番いいようには思うんですけどもね。

○鈴木事業推進担当課長 貴重なご意見、本当にありがとうございます。今回に関しましては、一応、モデルということですので、この様式例に沿って追加するとしたらどういった内容が必要かということと、並べかえによりモデルを提示させていただいて、デザインとかレイアウトといったところに関しては、報告書のほうで、そういう視点が非常に重要であるかといった記載をすることで、対応させていただければなと思っております。

今いただいたご意見について、例えば、再掲で連絡一覧を掲載するですとか、目次のようなものを導入するとか、あと、書き込むページと解説ページを完全に組みかえたらどうなるかということところは、作業としてやってみるというところは必要なのかなとは思っておりますが、できる限りご意見を反映できるという方向で、第4回にまた案をお示しできればと思っております。

○中村会長 私から一つお願いがあるのは、こういうものというのは、必ず検証が必要なんですね。ですから、例えば、利用するのは子育てをしている親になるわけですから、実際に使ってみてもらえるような、そういう機会をつくって、それで意見を収集するというのを一度どこかでやっておかないと、せっかくなつくたことはつくただけで、結局は、余り利用されないという話にもなりかねないので、ぜひ、4回の中では無理だと思っただけでも、検証をしていただきたいなと思っただけですね。その上で、また改善すべきところは改善して、いいものというふうに考えたほうがいいかなというふうに思います。単なる意見ですが。

ほかにはいかがでしょうか。

そうしますと、これで全部議題は終了したことになりますかね。

じゃあ、すみません。ちょっと時間がまだあるようですので、皆さん方にご意見を、全く自由なご意見で結構ですので、お話をいただければというふうに思います。ご発言いただいた委員の方々からも、改めてまたご発言をいただければいいかなと思います。順番にお願いをしてよろしいでしょうかね。

そうしたら、どっちから行こうかな。山本先生。

○山本委員 歯科医師会でございます。

議論にはなかったんですけども、62ページのところの健診票があるんですけども、これも、ある程度、数をふやしておいていただいたほうが、使いやすいかなと。せっかく下半分に空欄があるので、二つを四つぐらいにさせていただいたほうが、逆にいいのかなと。歯科の場合は、どうしても1.6歳児健診と3歳児健診、あとは就学时検診というふうな形になりますので、こういったものがあると、より使いやすいのかなと思います。以上です。

○中村会長 この健診結果を記入するこの票の数をもうちょっとふやしてという話ですね。また、事務局のほうでご検討ください。

そうしましたら、島田委員もご意見あったらお願いいたします。

○島田委員 先ほどの3の妊娠や育児の不安の解消に関する情報の(1)の①妊婦面接や産後ケア等の記録欄を追加というのに関して、ちょっと確認をさせていただきたいのですが、この妊婦面接と産後ケア、育児サービス等の利用状況というのを、母子健康手帳にも残すいきさつというか、なぜ、妊婦面接等の記録を、母子健康手帳に入れる必要があるか確認させていただきたいのですが。

○吉田家庭支援課課長代理(母子保健担当) こちらの、そうですね、今、入れておりますのは、妊婦面接、あと産後ケアですとか、育児サービスの利用状況ということで、何ですかね、保健センターさんですとかで利用させていただいて、当然、保健センターにも記録は残るわけなんですけれども、それを、その後の支援というんでしょうか、そういったときに、どのようなところで利用されたか。そういったものを、ほかの支援者の方というんですかね、そこと共有する際に、こういった記録が後で見られるといいのかなというふうなことだと思うんですけども、それぞれの詳細な事情というのは、余り書きづらい部分もあるのかなと。個人の方によっては、個々人の状況は違うと思いますので、なので、そこはやはり報告書のところで、こういったようなことを書くべきかというのは、ここはあわせて解説が必要なのかなというふうには考えております。

○島田委員 子育て世代包括支援センターのほうで、全妊婦の把握のために、妊婦面接等もするとは思いますが、リスクによって面接の回数も違ってくると思います。育児サービスというのものも、どの範囲が入るのか市町村の状況によって違うと思いますので、書く場合には、先ほどおっしゃっていただいたような形で、解説が必要になってくると思うんですね。そうなってくると、解説もつけてまでここに書いていただくということが、果たして必要なのかという疑問も生じます。包括支援センターの記録がきちんとしていれば、母子健康手帳でさらに確認することが必要なのかご検討いただければと思っています。書くところや情報が非常に多くなると思います。

○中村会長 これは確かに、誰が書くのかなというのが、ずっと私、気になっていたところなんです。確かに、情報として、こういう情報があると、その後の支援につながれるということになるのかもしれませんが、実際に母子健康手帳を携行している親にとって、このところはどれだけ役に立つのかなと、そんな疑問も生じているところ

なんです。

行政機関からご出席いただいています、ご指名させていただいてもいいでしょうか。

栗田委員、いかがでございますか。何か、この辺についてのご意見はございませんか。

○栗田委員 そうですね。ちょっと私も、先ほどの議論で、ここの部分をちょっと飛ばしてしまったので、例えば、産後ケア、育児サービスも、結構利用者の方にとってはいろんなサービスを使われていたり、この年月日というよりも、ある一定期間そういうものを使ったりということもあろうかと思しますので、書き手側のある程度自由に、もし書けるように枠だけとっておくというのも一つなのかなという感じがします。

で、個別のそれぞれ、産後ケアであったり、面接というのは、当然我々のセンター側のほうで、情報としてはある程度は持っておりますので、書き手側がここをどう書くかというところは、ある程度書き手側に任せてもいいのかな。こういうある一定の期間、そういうサービスを使ったとかというのを書き手側が書きたければ書くというような内容でもよろしいのかなと。ある程度、枠で決めてしまうと、もうそれ以外書かないとか、年月日だともう、例えば産後ケアで家事ヘルパーとかを入れるといっても、一日二日で済む問題でもない場合もありますから、そうすると、それだけでも欄が埋まってしまって、あと何も書かずというんでも、ちょっと意味、余りないので、ある程度は書き手側が、この期間こういうのをを使ったとか、それも書く側のある程度、意向に沿ってもいいんじゃないかなというふうには思います。

○川上委員 すみません。今おっしゃっている内容って、母子健康手帳に書く必要のある内容でしょうか。というのは、別に家事ヘルパーを使ったことが、その後の子供の育ちにとって必要な内容であるかという、その母子健康手帳とか子供手帳というものを考えるときに、その後の子供の育ちといったところに影響のあることは、しっかり書くべきだと思うんですけど、家事ヘルパーを使ったとか、使わないとか、それから、例えば、保健師さんの訪問を受けたとか、それも、本当にこれ、誰が書くかといったときに、お母さんが自分できょうは保健師さんと面談して、こんなお話が聞けてよかったなとかと書くんなら、いいと思うんです。でも、保健師とかが、自分たちのほうが、このお母さん、心配なお母さんだから、家庭訪問しましょうと当然今やっているわけですよね、そういう活動は。

でも、それを保健師さんは、自分がやった、まあ、全ての人が、この意味をよくわかってやってくればいいんですけど、自分がやったという仕事の記録、自分がこれだけのお世話をしてあげたという満足感のために書いてしまったら、逆に、後で見た子供にとって、うちの母ちゃんは、どういう育児をしていたんだろうと思っちゃう、悲しく思うような記録にもなりかねないというのでいくと、やはり、さっき島田先生がおっしゃったように、行政側が知っていればいい情報は行政側の記録。それは、私たち、医療のサイドで言えば、医療のカルテですよね。それに匹敵するものは、当然、保健所も持っているわけで、そこに書いてあればいいことで、母子健康手帳に全てを書き込むことが

いいとばかりじゃないと思うので、このページ、私も実は、すごく気になっていて、何のために誰がどのように書くんだろうと思ったものですから、それだったら、これと似たようなものが、実際、母子健康手帳の省令様式のところに、健診と健診の間の記録欄というのはありますよね。そこにお母さんが自由に書いていけばいいんじゃないかなと思うんですけど。

○栗田委員 今のお話、私もここを書き手側の行政側というのは想定していません。全く想定していないので、先ほど書き手と言ったのは、あくまでも当事者側、書いたら当事者側がどう書くかというだけでありますので、例えば、保健師が訪問したり何かしたものを、保健師がみずからこの手帳に何か記載するというのは、そもそも想定はしないでの、先ほどの私の発言です。

○川上委員 でも、書いてありますよ。支援者が記録してくれることもありますと。

○中村会長 これ、ちょっと、再検討していただいたほうがいいですね。確かに、どういう立場でこれを書くのかというのが、物すごく難しいですね。当事者にお書きなさいといっても、どう書いていいんだか多分わからないだろうと思いますし、ご検討いただいたほうがよさそうな気がします。

○鈴木事業推進担当課長 今、実際、「ゆりかご・とうきょう事業」で、面接を妊婦さんに行っている場合には、母子手帳にその旨を記載している自治体もあるというふうに、聞いておまして、そういう視点でもあったほうがいいかなと、ちょっと思ったところがあるんですけど。墨田区さんとかは、いかがですか。

○岩瀬委員 この欄に書いていることはないと思います。

私も、ついでに発言しちゃいますと、やっぱり、私もここはちょっと気になっていました。ちょっと今、クリアランスになってきたところなんですけども。私も今回、いろいろ明らかになってきたところがあるので、ちょっと、母子の専門ではないので、専門の保健師のほうに、今回持ち帰っていろいろ意見を吸い上げたいというか、また、ご意見申し上げたいと思うんですけども。

私からすると、サービスの観点というか、これを使っていただくお母さんたちが、やっぱり読んで、使いやすいという観点で、ちょっと見てみたいなと思っておまして、やはり、先ほどちょっと、表現が出ましたけれども学齢期の表現の問題ですとか、いわゆる小学校1年生から高校3年生といったときの、高校3年生という言葉がいいのかとか。

これを読んでいて思ったんですけども、例えば市区町村という言葉と区市町村という言葉が、実はこれ、出てきたりしています。それと、「ゆりかご・とうきょう」の話が出ましたけれども、例えば、保健所でやっているところと、保健センターでやっているところと、それから子ども家庭センターでやっているところなど、ちょっと、さまざまなんです。それぞれの自治体によって、お母さんの、読み手の視点というのが、ちょっと変わってくる。ただ、共通でつくることなので、大枠というのは必要だと思うんで



すけども、ちょっとそういうところも含めて、もう一回さつと読んでみたいなど。そういうところも、もし、気がついたらば、ご提案申し上げると思っています。

○中村会長 ありがとうございます。かなり、どこの立場に立つかによって、これは本当に必要なかどうかというのが、かなり疑問な部分だと思うんですね。

○鈴木事業推進担当課長 あと、産後ケア事業を、まだ実施している自治体は少ないんですけど、そういう事業があるということの周知にもなるという視点もあるかなと思ったんですが、全般的にこのページはないほうがいいというご意見ということでよろしいでしょうか。

○中村会長 そう思いますが。変な言い方だけでも、あるいは、ここに書きたくないというお母さんたちが結構いると思う。そういうサービスを受けたということを書きたくないという人は、当然いるはずだと思うんですよ。ですから、それをサービスを提供する側がもし書いちゃったとすると、やっぱり問題があるし、省令様式の中での健診なんかもそうなんですね。親が望まないのに、勝手に診断名を書いたり、こういう異常があると書いちゃうのは、やっぱりまずいわけで、その辺はかなり気を使わなきゃいけない部分なんです。

この手帳の持ち手は、親であるということですよ。そこに立って考えると、この欄は必要ないんじゃないかなという気がいたします。あと、また事務局のほうでも、ご検討いただければと思います。一番気になっていたところなので。ありがとうございます。

そうしましたら、また、続きで申しわけないんですけども。五十嵐委員も、すみません、追加でよろしく願います。

○五十嵐委員 すみません。臨床をやっていたときと、やはり、行政に入ってから、ちょっと感じることは違うかなと思っている部分があるんですけども、行政に入ってから感じることは、やはり、こちらがとても気になっていて、もうちょっと発達のこととか考えてよと思うお母さんたちは、余り気にしてくれなくて、いや、大丈夫だからというお母さんたちのほうが、もうちょっと、この子、大丈夫でしょうかと云ってるところが、もうとても多く感じるんですね。なので、気づきはとてもしてほしい部分があるんですけども、その辺を、結論は全然出ないですけども、大抵ちょっとおくらしているし、目も合わないし、暴れているし、気になるじゃんとかっちは思っている、いやいや、お父さんのお母さんが、この子もそうだったから大丈夫よと言ったから、大丈夫ですと言われちゃうことがとても多くて、こちらからすればすごい気になるんですけど。

そういうパターンは、そういう方ですし、そうかと思うと、本当に先ほど川上委員もおっしゃったように、ちょっとしたことで目が合わないですとか、とても、いや、お母さん、全然元気で普通ですよと言うと、いや、何とかが何とかですと言って、ずっと訴えられているお母さんもいて、何か、なかなかそこをどうしていくのが一番いいのかなというところが、とてもとても難しいなというところがあって、なかなかそこを客観的にというか、お母さんたちも見られない部分も多分あるんだろうと思いますし、なかなか

か本当にこっちが気づいてほしいお母さんに関しては、本当に届かないところを、こちらでも何とかしていく方法がないのかなといつも思いながら、たまに健診に呼ばれたりすることもありますので、見ていたりしているというのが、行政に入ってからとても感じたことになります。

○中村会長 ありがとうございます。皆さんそれぞれ、悩みを持ちながらという感じですね。

そうしましたら、上田委員、ご発言ありませんでしょうか。どのことについてでも構いませんので。

○上田委員 1点ちょっと、お伺いしたいんですけれども、ちょっと、私が聞きそびれていたかもしれないんですが、73ページのところで、検討事項1-2の成長の記録欄というところで、先ほど2歳ごろまでの項目をピックアップされているというふうなことのようでしたが、2歳までとなった何か理由等はあるんでしょうか。

○中村会長 これは苦労したんですね。ただ、できるようになって、時期を聞くということになると、この辺までで、その後がなかなか、項目のとりようがないというのが、一つだろうと思います。

どうぞ、ご説明ください。

○鈴木事業推進担当課長 資料2の関連資料の1ページ目から3ページ目までの各月齢を、これは省令様式で必ず聞く内容から、ちょっと事務局のほうで日付を書くものと、それ以外の主要な事項をピックアップさせていただいているというのが、この73ページの資料になります。2歳以降の場合、何をピックアップするかが、ちょっと難しいというところもあって、現状は、何も拾っていないというところなんですけど、きょうのご議論ですと、一応、この案でも、問題はなさそうということでしょうか。それか、年齢でもう少し拾ったほうがよろしいということであれば、こちらで再検討させていただきたいと思います。

○中村会長 これはあれですよ、低出生体重児の親たちが、できるかできないかと聞かれると、「できない」に丸をせざるを得ない。もうそればかり続けるのは嫌だというようなところから発しているんですよ。そうすると、一番目立つところというのが、やはり、ここに書いたようなこのあたりぐらいまでなのかなという気がしますので、ある意味では、このあたりでとめておいたほうが、むしろ無難なのかなという気もしています。そんなところだろうと思いますが。

○鈴木事業推進担当課長 低出生体重児の成長曲線を、今回、77ページから追加させていただいたところなんですけど、こちらの前回までの検討で、やはり大体、どのぐらいで追いついてきますよという情報をきちんと与えた上で、グラフを載せるというご意見をいただいていたかと思います。

77ページに、発育が追いつくのは、大体2歳までと言われていたというふうに記載しておりますので、一応2歳ごろまでの症状をピックアップするということでもよろ

しいでしょうか。

- 中村会長 というような理由で、本日は述べたということのようです。実際に、特に1,000グラムを割る子供や何かの場合には、実際にその発達や何かが、まあ、何とか追いついてくるというのが、小学校に入ってからなんですね。ですから、2歳までに追いつくと言われても、超未熟児や何かの場合には、まず無理で、運動発達や何かについては、結構キャッチアップしてきますので、このあたりぐらいまでは、この二語文が言えるか、このところがほとんどクリアは、多分できないんじゃないかなという気がしますけどね。

これ以上細かいのをつくっても、かえってストレスを与えるだけになっちゃうかなという気がしますので。よろしいですか。

そうしましたら、また順番でお願いをします。笠松委員、ご発言をいただければと思います。

- 笠松委員 私の意見は、やはり、最初の第1回目のときに、やっぱり川上委員が言われた、厚いものをつくっても、なかなか利用されないじゃないかと。つまり、つくったものが利用されなければ、何の意味もないかなというところが、実はすごくあります。なので、私個人的には本当にミニマム、本当にもう最低限レベルで、まずは使ってもらおうというところというふうに考えてはいますが。

ただ、実際、そういうものをつくったときに、あれもないじゃないか、これもないじゃないかと批判を浴びることは、もう目に見えているので、そうなると、今回、いろんな考えがあると思いますけど、皆さんの合意を得られたものをつくって、その後、できれば本当は実際どのぐらい使われているのかというようなことを、いろんな手段があると思うんですけども、実際に調べてみて、これ、全く使われていないということになれば、またそこで、何で使わなかったかということで、きちっと原因を突きとめて、それに対応して薄くするとか、そういうような。

だから、そういう意味では、継続的に見直すことが大切なんではないかと思うんですが、ただ、さまざまな業務の都合もあって、そこまで行かないかとは思いますが、そういう意味では、本当は事前に何個かサンプルをつくって、使った人の意見を聞いたりとかということも必要なかなと思ったりもするところですが。

ただ、とりあえず必要なものは網羅するというので、つくられるのでいいかと思っております。

私からは、以上です。

- 中村会長 ありがとうございます。何かこの母子健康手帳については、だんだん膨らむ方向か、あるいは簡略化する方向か、二つあるみたいな気がしますね。それで、膨らむ方向に走っているところというのが、今度は別冊という格好で情報集として、アナログではあるけれども、参考にしてもらおう。そんなことをしているように思います。また、その辺も検証していただけると一番いいかなというふうに思いますけどね。

そうしましたら、宮澤委員、ご発言をいただければと思います。

○宮澤委員 そうですね。今出た検証ってすごく大事なことだと思うので、今回、これをつくるための検討会ですけど、つくった後、1年か2年かわかりませんが、何らかの形で検証するという機会があるべきだろうというふうに思います。そのとおりだと思います。

○中村会長 ありがとうございます。

じゃあ、続きまして瀬川委員、お願いいたします。

○瀬川委員 障害を持つお子さんも社会にはいらっしやると思います。この子供手帳のイメージは、基本的に健常のお子さんを主体にした手帳ですが、これを都が推奨するものと発表されたとき障害のあるお子さんを持ったお母様から「全然これは使えないわ」と判断されないかなと危惧しております。今、お話にもいろいろ出ていますが、いろいろなニーズがあるお子さんにも使える余地を残していただくよう考えていただきたいと思います。

障害を持ったお子さんの場合、自分の障害に特化した形で手帳を恐らくつくられているとは思いますが、障害施策と母子保健施策の事業の中でのツールとしても使われることを想定するとき障害を持ったお子さんに使える余地を残すことが、役立つと思います。例えば、分冊の中で、障害を持ったお子さんの場合、こういった形で使えますよという形で、もし可能であれば、ご検討いただければと思います。以上です。

○中村会長 ありがとうございます。障害を持っているお子さんたちも使える部分と、それから、障害に特化した部分は、全ての障害に特化して母子健康手帳をつくるというのは、正直言って、ちょっと無理な話ですので、それが分冊対応なり、別の専門の手帳で対応するというような形を考えざるを得ないのかなというふうには思います。

ただ、共通して利用できる部分もありますので、その辺を配慮して、説明文や何かは気をつけて書かないといけないかもしれませんね。ありがとうございました。

そうしたら、一応、皆さんにご意見いただきましたので、まだ少し時間があるんですが、ちょっと変なことを聞いていいですかね。みずほ総研から来てくださっていますね。これ、調査の母子健康手帳を親たちがどういう使い方をしているのか、いろいろ調べてはいただいているんですけども、印象としてはどうですか。利用しているというふうに理解できる。

○みずほ情報総研 インターネット調査なども通じてアンケートはとらせていただいたんですけども、結構、まずで見ると、やっぱり、余り使われていなかったり、項目によってもなんですけども、途中、先生からご指摘のあったとおり、健診の記録ですとか、予防接種というのは、やはり、かなりの保護者の方が活用されているんですけども、そのほかの情報欄とかというのは、結構項目によってばらつきがあるんだなというところがありまして、それは、もしかしたら、今のボリュームとか使い勝手というところの問題かもしれませんし、あるいは、やっぱりお渡しするときとかに、見やすいガイドを

つけるという話もあるでしょうし、あるいは、渡していただくタイミングで、どう活用するかみたいなのが、何か一緒に解説というか、きちんと伝えていくというところも必要なのかなというのは、ちょっとぼんやりと見ておりました。

本当に、いろんなお子さんなり保護者の方がいらっしゃるという中で、やっぱり、小さく生まれたお子さんの保護者の方ですとか、ご病気を抱えていらっしゃるお子さんの保護者の方なんかは、この手帳をかなり幅広く活用されているというので、ニーズに合わせて、皆さん、いい形で活用はされているのかなとは思いますが、入り口の部分ですとか、その後のフォローというところでも何か最後の報告書の提言みたいところで、何かカバーができないかなというのは、ちょっと、いろいろ先生方のご意見とか、アンケート結果を拝見して考えていたところでございます。

勝手な意見です。

○中村会長 ありがとうございます。

そうしたら、ほかにご追加でご発言したい方はいらっしゃいませんか。もしなければ、じゃあ、これで私の役割はおろかせていただこうかと思えます。

あとは事務局のほうにお返ししますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木事業推進担当課長 本当にありがとうございます。事前の資料の送付が直前になってしまったにもかかわらず、本日は貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。本日いただいたご意見はもちろん、今後検討させていただきますが、1月26日の金曜日、約2週間までご意見を伺いたいと思っておりますので、担当者の井水のほうのメールアドレスにご連絡をお願いいたします。

それらのご意見を踏まえまして、きょうのこの様式案をさらに修正したものと、報告書という形で整理させていただいて、次回、第4回にお示しさせていただきたいと思えます。

次回の第4回、3月6日が最後の検討になります。また正式な会場などが決まり次第、通知をお送りさせていただきます。

あと何点か連絡事項がございます。本日の資料のうち、フラットファイルのほうは次回も使いますので、もしお持ち帰りいただく場合は、またお持ちいただくというところをお願いいたします。ご希望の方には資料を郵送いたしますので、お申しつけください。また、お車でいらっしゃる委員がいらっしゃいましたら、駐車券をお渡しいたしますので、お申しつけください。

それでは、本検討会はこれで終了とさせていただきます。本日はお忙しいところ、ありがとうございます。

(午後 7時51分 閉会)